

平成 23 年度 継続事務事業評価シート 事業類型 I ソフト事業 1次評価のみ

事業名	コード	名 称	区分 コード	名 称
事業名	281	障がい者福祉計画推進事業	会計 01	一般会計
			款 03	民生費
			項 01	社会福祉費
基本 施策	03	高齢者などを地域や集落で支える環境をつくる	目 04	障害福祉費
			細目 193	障害者福祉一般事業
			細々目 03	障がい者福祉計画推進事業
行革大綱の重点事項番号				
担当部課	コード 名 称	130200 障がい者福祉課	担当者 氏 名	中出光美
			連絡先 (内線)	22 - 9657 2621

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	障がいのある人や子ども、家族、支援者等	※対象件数
成果(どうする)	障がいのある人や子どもが、住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らせることができる。	
根拠法令・要綱等	障害者基本法、障害者自立支援法、伊賀市障がい者地域自立支援協議会条例	
開始年度 年度	平成 18 年度	関連事業
終了年度 年度	平成 年度	
H22 事業内容	平成20年3月に策定した「伊賀市障がい者福祉計画」並びに平成21年3月に策定した「第2期伊賀市障がい福祉計画」を推進するため、伊賀市障がい者地域自立支援協議会において障がい福祉に係る基本施策等を協議するとともに、分野ごとに現場で支援に携わっている関係機関の方々などが協議する場として、定期会議や4つの専門部会(就労・療育・精神保健・相談)を開催し、施策推進のための協議を行なった。 開催回数 地域自立支援協議会2回(7/23, 3/4) 定例会議3回(7/12, 9/2, 2/22) 専門部会(精神保健12回、就労12回、療育7回、相談10回)。 また、平成23年度に策定する第二次伊賀市障がい者福祉計画の基礎資料とするため、障がい者意識調査(アンケート)を行なった。(調査対象者 2,030人、回収数 1,223人、回収率 60.2%)	
社会情勢の変化等	第1次の「伊賀市障がい者福祉計画」が平成23年度で終了するため、23年度中に次の第2次計画を策定する必要がある。 平成25年8月には現在の障害者自立支援法が廃案となり、新しい法律が施行される。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)	運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)
1 建設用地	1 運営主体
2 建設面積(延床面積)	委託先
3 規模・構造	人
4 総事業費	千円
千円	千円

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
自立支援協議会開催数	回		目標 2	目標 3	2	2
			実績 2	実績 2		
事業の進捗率	%		目標	目標	95	100
			実績	実績		
直接事業費計(A)	(千円)		221	723	240	240
A の 財 貨 内 容						
国庫支出金						
県支出金						
地 方 債						
そ の 他						
一 般 財 源	221	723	240	240		
事業投入人件費(B)	1.5 人	10,800	1.5 人	10,800	1.5 人	10,800
フルコスト(A)+(B)	11,021	11,523	11,040	11,040		

事務事業の評価(Check)	
判断の基準(該当項目に○をつけてください)	備考欄(特記事項)
<p>法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業            個人の力だけでは対応しきれない社会的・経済的因素を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業            特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第3者にも利益が及ぶ事業            事業開始からの目標・目的を既に達成している事業            市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業            市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業            国や県、民間が同様のサービスを提供している事業            市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業            民間のサービスだけでは地域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業            受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業            事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業            【○をつけた場合、ニーズの具体的な内容、根拠となるデータ等判断理由】         </p>	障がい者福祉計画や障がい福祉計画の策定は、障害者基本法や障害者自立支援法に基づき市町村に策定が義務付けられている。
財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	
<p>事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。            基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高            サービス水準や対象を見直す余地がある。         </p>	○
<p>当初設定した計画を 100% 実施している。            【計画に遅れが生じている場合、改善策】            予算の繰越の有無 無         </p>	【計画に遅れが生じている場合、改善策】
<p>他の事業主体の活用、事業移管が可能である。            基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。            【事業名】            受益者負担を求めることができる事業である。            全体コストにおける負担構成は適正である。            コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。         </p>	○
<p>改 善 策 平成23年度中に第二次の「伊賀市障がい者福祉計画」を策定するために、現在の自立支援協議会とは別に策定委員会を立ち上げ計画の策定を行う。            (計画策定は、2次評価事業)</p>	
<p>【状況】 計画のとおり進んでいる            【詳細】 「第二次伊賀市障がい者福祉計画」の基礎資料とするため、障がい者意識調査(アンケート)を行なった。(調査対象者 2,030人、回収数 1,223人、回収率 60.2%)            「第二次伊賀市障がい者福祉計画」を策定するため、自立支援協議会とは別に「伊賀市障がい者福祉計画策定委員会」を設置した。(平成23年度)         </p>	
今後の方向性(Action)	
担当課長氏名	清水 由美
【方向性】	現状維持
<p>【理由】            「伊賀市障がい者福祉計画」及び「第2期伊賀市障がい者福祉計画」を推進するために、伊賀市障がい者地域自立支援協議会において計画の進捗状況の確認及び評価を行うとともに、現場で実際の支援に携わっている関係機関の方々が計画推進のための具体的な施策を協議する場として、定期会議や4つの専門部会を開催し協議を行う必要がある。</p>	
現時点における課題、その他	<p>自立支援協議会の各専門部会で「伊賀市障がい者福祉計画」に沿った施策等についての協議を行っているが、市民の障がいに対する理解はまだ十分とはいえないため、今後、障がい者の就労や地域移行をさらに推進していくためには、市民への啓発が重要となってくる。            また、平成25年8月には現在の障害者自立支援法に変わり新たな法律が制定されるため、今後の障がい福祉施策を協議するうえでは国の動向に注意し、必要に応じて施策の見直しを行なう必要がある。</p>
課題、その他に対する改善策 (いつまでに、何を、どうする)	<p>平成22年度には市職員を対象とした精神障がいの理解を深めるための研修会を行なったが、今後は市民に対する啓発活動も積極的に行っていく。そのためまづ平成23年度は地域の支援者である民生委員の方々に障がいに対する理解を深めてもらうための研修会を開催する。</p>